

災害時情報共有システムについて

要旨

(基本的事項)

- ・ 災害発生時に、事業所の被災状況を事業所と自治体、国（厚生労働省）の間で情報共有するためのシステム
- ・ 自治体を通じて国から被災状況の報告を求められた際に、事業所のパソコンやスタッフのスマートフォンを使って、事業所の被害状況を的確に、簡単に知らせることが可能となる。

(重要事項)

- ・ システム利用の前提として、事業所の情報が、障害福祉サービス等情報公表システムで公表されていることが必要。平成 30 年度から、全ての障害福祉サービス・障害児通所支援事業所において、事業内容等を公表することが法令で義務づけられている。未処理の事業所においては早急に対応願う。

- ・ 令和 4 年 1 月 11 日に訓練を実施し、運用を開始
- ・ 当面、入所系サービスのみ、本システムで報告を求める
- ・ システムマニュアル・説明動画

〈システムマニュアル〉

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/saigai/manual/shofukushi_saigaisys_manual_s13.pdf

〈説明動画〉

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/shofuku_movie/saigaishofukusys_m001.html

〈動画資料〉

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/saigai/manual/saigaishofuku_info001.pdf

- ・ 建物への被害や人的被害があった場合には、システムでの報告とは別に、管轄の保健所あて連絡をいただきたい。通所系サービスについても、システムでの報告は不要だが、何らかの被害があれば管轄の保健所あて連絡願う。

災害時情報共有システム操作説明書について

以下のURLからダウンロードして下さい

https://www.wam.go.jp/content/files/pcpub/top/saigai/manual/shofukushi_saigaisys_manual_s13.pdf

災害時情報共有システム操作説明書ではシステム概要、システムログイン操作方法、被災状況報告の方法などについて説明されていますのでご確認ください。

(例)



3. 被災状況報告

この章では被災状況報告の操作について説明します。

3.1 被災情報を登録する（施設）

《手順1》URLメールから被災状況報告画面にアクセスして被災状況の報告を行います。
各項目を入力して〔登録〕ボタンをクリックすると被災情報が登録されます。

※被災情報の登録は、複数回可能ですので、報告時点での情報をご登録ください。
また、すべての項目が入力されていなくても登録が可能です。

ア) 被害なしの場合

「実員」（入所（利用）障害者・児童数（世帯数））を入力します。
被害なしを選択し、「登録」ボタンを押下し、報告完了となります。

No	画面項目名	項目説明
1	画面ヘルプ	本リンクをクリックすることで、本画面のヘルプウィンドウを表示します。
2	実員	施設の実員を入力します。
3	被害あり 被害なし	当該災害における被害の有無を選択します。「被害あり」を選択すると、詳細な被害状況報告項目が表示されますので、各項目を必要に応じて選択、入力します。



4	登録	※項目はすべて入力しなくても、登録が可能です。また、1つの災害について、被災状況報告を複数回行うことも可能です。 ボタン押下することで、確認メッセージが表示されます。 〔OK〕を選択すると入力した内容で被災情報を登録します。
---	----	--

サイトからのメッセージ
入力した内容で重複してまいります。

OK キャンセル

イ) 被害ありの場合

被害なしの場合と同様、「実員」（入所（利用）障害者・児童数（世帯数））を入力します。

上図2の選択ボタンにおいて、「被害あり」を選択すると、以下の詳細項目の回答欄が表示されますので、必要に応じて入力を行ってください。

（人的被害の状況）

①「被害有無」を選択します。「人的被害あり」を選択した場合、②の「被害状況」が表示されますので、「重傷者」、「軽傷者」、「死亡者」、「行方不明者」の各項目に選択または入力を行います。③「人的被害の状況詳細」は、必要に応じて入力を行ってください。

※④「選択解除」ボタンは、未選択の状態に戻したい場合にクリックします。（以降も同様です）